



金 沢 市 公 報

号外第7号の12

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
訓令甲		金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (職員課) 1
行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1	職員服務規程の一部改正について (") 2
		服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程 (") 2

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市職員研修規程の一部改正)

第1条 金沢市職員研修規程(昭和38年訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、教育プラザ富樫」を削る。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「公営企業管理者」を「公営企業管理者 市長公室長」に、「防災管理監」を「危機管理監」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第3条 金沢市不祥事防止対策本部規程(平成22年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「公営企業管理者」を「公営企業管理者 市長公室長」に、「防災管理監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 丸口副市長が担任する事務

ア 市長公室に関する事務

イ 総務局に関する事務

ウ 環境局に関する事務

エ 都市整備局に関する事務

オ 会計課に関する事務

カ 議会事務局に関する事務

キ 企業局に関する事務

ク 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により他の執行機関(教育委員会及び農業委員会を

除く。)の職員に補助執行させている事務

(3) 森副市長が担任する事務

ア 都市政策局に関する事務

イ 産業局に関する事務

ウ 市民局に関する事務

エ 福祉健康局に関する事務

オ 市立病院に関する事務

カ 消防局に関する事務

キ 地方自治法第180条の2の規定により他の執行機関(教育委員会及び農業委員会に限る。)の職員に補助執行させている事務

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条の次に次の1条を加える。

(服務指導主任)

第2条の2 所属に服務指導主任を置き、室長(市長公室長を除く。)、課長補佐等の職にある職員をもって充てる。

2 服務指導主任は、職員の服務に関し、所属長を補佐し、職員に指導を行うものとする。

第19条中「及び職員証を携帯しなければ」を「職員証を携帯し、及び名札を着用しなければ」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程

(服務記録整理規程の一部改正)

第1条 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第14号中「育児休業」の次に「又は自己啓発等休業」を加える。

(金沢市辞令式に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 自己啓発等休業 職員が、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため承認を受けて、職を保有したまま一定の期間職務に従事しないこと。

別表中第38項を第39項とし、第13項から第37項までを1項ずつ繰り下げ、同表第12項に次の2号を加える。

(6) 自己啓発等休業の承認を取り消す

職務に復帰した

(7) 自己啓発等休業期間満了により職務に復帰した

別表第12項を同表第13項とし、同表第11項の次に次の1項を加える。

12 自己啓発等休業を承認する場合

(1) 地方公務員法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を承認する

自己啓発等休業期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 自己啓発等休業期間を 年 月 日まで延長する

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄